

生産性向上・職場環境整備等支援事業費給付金の概要（訂正版）

1 交付対象医療機関

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている所在地が島根県内にある病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

2 交付の対象

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（複数選択可）に、所要の経費に相当する給付金を支給します。

（1）ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センター、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（2）タスクシフト／シェアによる業務効率化

医療事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（3）給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

3 給付金の上限額

対象事業者	給付金の上限額
病院・有床診療所※	許可病床数※×4万円
無床診療所	1施設×18万円
訪問看護ステーション	1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円

※許可病床数は、交付申請時点の許可病床数

4 交付申請受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年8月8日（金）まで

5 申請書などの各種様式、交付要綱、Q&Aのダウンロード

島根県ホームページからダウンロードしてください。

島根県トップページ→組織で探す→医療政策課→島根の医療→生産性向上・職場環境整備等支援事業

6 提出書類

(1) 交付申請のみを行う場合

- ・様式第1号交付申請書
- ・様式第4号概算払請求書兼口座振替依頼書

※事業完了後、様式第2号実績報告書により令和8年3月31日までに報告を行っていただき、給付金の確定を行う必要があります。

(2) 交付申請にあわせて実績報告を行う場合

- ・様式第1号交付申請書
- ・様式第2号実績報告書
- ・様式第4号概算払請求書兼口座振替依頼書

※交付申請時点において既に事業が完了している場合に限りです。

7 提出方法

しまね電子申請サービスにより書類を提出してください。

5の「申請書などの各種様式、交付要綱、Q&Aのダウンロード」に記載の島根県ホームページにしまね電子申請サービスのリンクがあります。

8 その他

(1) 交付申請後、内容を審査の上、順次交付決定及び給付金の概算払いを行います。

実績報告書を提出された場合にはあわせて給付金の確定を行います。

(2) 交付申請や実績報告にあたり、見積書、料金表、発注書、契約書、賃金台帳など、事業期間内（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）での取組を証明する資料の添付は不要ですが、これらの書類は、令和13年3月31日までは申請者側で保管しておいてください。

(3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む）には、様式第5号消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出してください。（提出時期や提出方法等は別途ご案内します。）

9 問い合わせ先

島根県 医療政策課 在宅医療係 青木

電話 0852-22-5796（平日8:30～17:15）

mail r7iryō-keieikyōka@pref.shimane.lg.jp

（アドレスが誤っていたため訂正しました。）